

高山村特定事業主行動計画の実施状況 及び 女性の活躍状況の公表（令和 8 年 7 月）

高山村では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条第 6 項及び同法第 21 条の規定に基づき、行動計画の実施状況及び高山村における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１） 職員の男女の給与の額の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.2 %
全職員	74.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	- %
本庁課長補佐相当職	92.6 %
本庁係長相当職	81.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	- %
31～35年	- %
26～30年	- %
21～25年	- %
16～20年	- %
11～15年	89.0 %
6～10年	96.2 %
1～5年	101.4 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、高齢層の職員の男女比率に差があること、諸手当（扶養手当・児童手当・寒冷地手当など）に関して、男性職員が世帯主である割合が高いこと、近年の採用で若年層に女性職員が増えていることなどが給与の差異に影響していると考えられる。
- ・短時間勤務職員については、常勤職員と比較した勤務時間に応じて職員数を換算している。
- ・部局長・次長相当職は該当職がないため、記載なし。
- ・課長相当職とは課長・局長・参事、課長補佐相当職とは補佐、係長相当職とは係長とした。
- ・課長相当職、勤続年数別については、各区分で一方の性別の職員が 3 名未満のため、記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

(2) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	行動計画における目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理的地位にある職員	25%以上	8.3%	8.3%	9.1%

【説明欄】

・管理的地位とは課長・局長・参事とした。

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	—	—	—
本庁課長相当職	8.3%	8.3%	8.3%
本庁課長補佐相当職	27.3%	37.5%	44.4%
本庁係長相当職	51.9%	50.0%	55.9%

【説明欄】

・課長相当職とは課長・局長・参事、課長補佐相当職とは補佐、係長相当職とは係長とした。

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
常勤職員	66.7%	66.7%	0%

(5) 職員に占める女性職員の割合（令和8年4月1日時点）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
任期の定めのない常勤職員	47.9%	47.9%	47.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	76.9%	70.0%	76.1%

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	※	※	—
女性	※	—	※

(2) 会計年度任用職員

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	—	—	—
女性	—	—	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	—	—	—	—
1 月超 3 月以下	—	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	—	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 12 月以下	—	—	—	—
12 月超 24 月以下	—	—	—	—
24 月超	—	—		

【説明欄】

- ・取得対象者がいない場合は「—」で記載した。
- ・取得対象者がいるが、3 名未満の場合は「※」で記載した。

(2) 職員の勤務時間の状況（令和 7 年度）

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	行動計画における目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
管理職以外の職員	2 時間以内/月	3.1 時間/月	3.2 時間/月	2.7 時間/月

【説明欄】

- ・管理職以外とは係長、主任、主事、主事補とした。

(3) 職員の年次休暇等の取得日数の状況（令和 7 年度）

平均取得日数

行動計画における目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
10 日以上	11.3 日	11.7 日	12.5 日